

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

丹波市では、認知症の人が日常生活における偶然の事故（他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなど）により、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、負担を軽減する「丹波市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を実施しています。

利用対象者

丹波市に住民票がある人で、以下の条件をすべて満たす人

- ① 40 歳以上の人
- ② 丹波市高齢者等早期発見 SOS システムに登録している人
- ③ 在宅生活をしている人（施設、病院等に入所、入院している人は保険加入できません。）
- ④ 日常生活に支障をきたすような認知症の症状（※）があり、自身で外出可能な人（※）介護保険における認定調査票または主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ，Ⅲ，Ⅳ又は M」かつ「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A 又は B」と確認できる方。

補償内容 個人賠償責任保険 1 事故につき上限 1 億円

費用 無料

申し込み方法 ご加入を希望される人は、
「丹波市高齢者等早期発見 SOS システム登録申請書
兼丹波市認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書」をお近くの市役所各支所もしくは下記問い合わせ先までご提出ください。



問い合わせ先

丹波市健康福祉部介護保険課地域支えあい推進係
（高齢者あんしんセンター）

☎：88-5267

西部地域包括支援センター

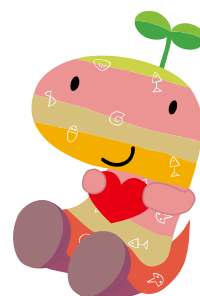
☎：82-7529

南部地域包括支援センター

☎：78-9123

東部地域包括支援センター

☎：74-1900



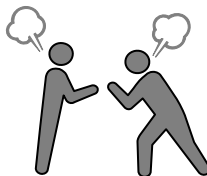
主な事故例

保険の対象となるご本人やそのご家族等が、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の賠償責任を負う場合、1事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

誤って他人の自転車を壊してしまいました。



レストランで食事中に、誤って椅子を汚してしまいました。



漏水事故を発生させ、階下の建物や家財に損害を与えてしまった。



Q&A

Q1：「丹波市高齢者等早期発見SOSシステム」って何ですか？

認知症などにより行方不明になる心配のある方が、事前に本人の特徴や連絡先、写真などを登録しておく制度です。行方不明時、事前登録していた情報をもとに、市役所から協力機関へ発見協力依頼を行います。

Q2：「サービス付き高齢者向け住宅」で生活しているのですが、「在宅生活者」に該当しますか？

「在宅生活者」に該当します。なお、以下の施設で生活している方は、「施設入所者」として、保険に加入できません。

①介護保険サービスにおける施設サービスを利用する者及び居住系サービスを利用する者

・施設サービス＝介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設

・居住系サービス＝認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）

②病院・診療所または社会福祉施設等にて長期に入院・入所しているなど①に準ずる者

ご自身の生活している施設が上記に該当するか否かご不明な場合、施設の職員の方にご確認ください。

事故が起こった場合は、まずコールセンターにお電話ください。

（お手元に決定通知書をご用意し、証券番号・ご本人のお名前をお伝えください）

三井住友海上事故受付センター
フリーダイヤル（24時間365日受付）
0120-258-189